

北欧編

(デンマーク、フィンランド、スウェーデン
リトアニア、ラトビア、エストニア)

2.8 デンマーク

2.8.1 概要⁶⁷

人口は 575 万人（2018 年）、面積は約 4.3 万平方キロメートルで九州とほぼ同じである⁶⁸。

平坦で肥沃な土壌を有し、約 6 割を農用地が占める。コペンハーゲンが位置するシェラン島東部はローム質で土壌が肥沃であり、小麦・大麦等の穀類の栽培が盛んである。ユトランド半島中部・西部は酪農、その他の地域では基幹農業である養豚が盛んに行われている。国内で生産された農産物の約 3 分の 2 を輸出しており、特に、豚肉の輸出量はドイツ、スペインに次ぐ世界第 3 位（2018 年）である。デンマークの協同組合は、1964 年には 904



存在したが現在は 11 に集約され、生産のみならず、加工・流通、輸出に至るまで農家が主体的に関与し、競争力の源泉となっている。主要農産物は、小麦、大麦、牛乳、豚肉等である。

1 経営体当たりの平均経営面積は 74.6ha（2016 年）と比較的大きい⁶⁹。国内総生産に占める農林水産業の比率は 1%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2018 年） 単位：億 US ドル、%

	デンマーク		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	3,557	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	37	1.0	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からデンマークへの輸出額が 1,600 万 US ドルであるのに対し、デンマークから日本への輸入額は 8 億 2,400 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は播種用の種等、ペプトン等、ソース混合調味料であり、デンマークからの輸入上位品目は豚肉が 6 割以上であるほか、チーズが多い。

⁶⁷ 農林水産省 デンマークの農林水産業概況 2020

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/attach/pdf/index-153.pdf

⁶⁸ 外務省「デンマーク王国（Kingdom of Denmark）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/denmark/data.html>

⁶⁹ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Denmark」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-dk_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→デンマーク)	輸入 (デンマーク→日本)	日本の収支
総額	554	2,309	▲1,755
農林水産物	16	824	▲808
農林水産物のシェア	2.9	35.7	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→デンマーク（単位：万 US ドル%） 輸入：デンマーク→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
播種用の種等	1,005	61.5	豚肉	53,808	65.3
ペプトン※等	177	10.8	ナチュラルチーズ	7,099	8.6
ソース混合調味料	83	5.1	ペクチン質※等	2,386	2.9
ぶり（生鮮・冷蔵・冷凍）	44	2.7	プロセスチーズ	1,197	1.5
牛肉	44	2.7	サケ・マス（生鮮・冷蔵・冷凍）	1,030	1.2
総額	1,633	100.0	総額	82,394	100.0

※ペプトン：タンパク質の分解産物。微生物の培地原料や食品添加物（香料）として使用される。

※ペクチン質：水溶性食物繊維の一種。主要成分であるペクチンは加工食品の添加物等に利用される。

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、デンマーク語で beskyttede oprindelsesbetegnelser（BOB）、地理的表示保護（PGI）は beskyttede geografiske betegnelser（BGB）と呼ぶ。デンマークの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 8 件、PGI 8 件、合計 16 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO、PGI ともにチーズが多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.1. 肉	2	2
Class 1.3. チーズ	4	4
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	2	2
総数	8	8

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.8.2 GI 監視スキーム

デンマークでは環境食品省（MVFM）の家畜食品管理局（FVST）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
環境食品省 (Miljø-og Fødevareministeriet : MVFM) デンマーク家畜食品管理局 (Fødevarestyrelsen : FVST)	Stationsoarken 31, 2600 Glostrup, DK-4100 Ringsted	Tel. +45 72276900 Email: 29@fvst.dk Website: https://www.foedevarestyrelsen.dk/english/Pages/default.aspx

EUIPO (2017)⁷⁰

農産物・食品の GI 監視当局も上記の FVST である。FVST は、GI の品目カテゴリすべてにおいてサプライチェーン全体の監視を行う。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
環境食品省 (Miljø-og Fødevareministeriet : MVFM) デンマーク家畜食品管理局 (Fødevarestyrelsen : FVST)	Stationsoarken 31, 2600 Glostrup, DK-4100 Ringsted	Tel. +45 72276900; +45 72276655 Email: 29@fvst.dk; eka@fvst.dk Website: http://www.fvst.dk

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）⁷¹

FVST 内の化学・食品品質課が市場における名称使用の監視を担当している。ワイン・スピリッツに関しては、同課が市場に出る前の生産段階も含めて管理している。FVST は違反に対して禁止命令、差止命令、行政過料、警察への報告などの必要な制裁措置を講じる権利がある。

EU Food Fraud Network の担当窓口も FVST である⁷²。

⁷⁰ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁷¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

⁷² 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.8.3 GI 侵害の事例

インターポール及びユーロポールが主導する偽造品取締まり Operation OPSON がデンマークでも 2017 年から 2018 年にかけて実施された。捜査の対象はそれぞれの国で異なるが、デンマークでは GI 品が対象となった。メニューやウェブサイト で GI 製品を謳うレストランやカフェをインターネットでスクリーニングし、実際に 25 軒の飲食店で監査を行った。その結果、72 品中 26 品が偽物と判明し、8 軒に警告、7 軒に罰金を科している。

Operation OPSON の結果

GI 品	調査対象数	違反数
パルマハム	15	9
フェタチーズ	8	8
ゴルゴンゾーラ	18	0
パルメザンチーズ	18	5
モッツアレラチーズ	7	3
ダーズリンティー	3	0
カフェドコロンビア	2	0
ラメフィヨルド産じゃがいも	1	1
計	72	26

FVST (2018) Slutrapport for kampagnen OPSON VII⁷³

上記で監査対象となったフェタチーズは、すべて GI 違反品であった。フェタチーズの GI 侵害に関して、現在デンマークは欧州委員会と訴訟中である。

「フェタ」問題

「フェタ (Feta)」は、羊あるいは山羊の乳から作られるギリシャの代表的なチーズであり、2002 年にギリシャの PDO として認められた。フェタは他のヨーロッパ諸国でも広く生産されていたが、ギリシャ以外の生産者は生産の停止あるいは名称の変更に 5 年間の猶予期間が与えられた。しかし、デンマークでは猶予期間を過ぎても生産が続けられ、デンマーク産フェタチーズを EU 以外の国に輸出していた。

2018 年 1 月、欧州委員会はデンマーク政府に対して国内で発生している GI 侵害に適切な措置を講じるよう、正式に通知した。翌年 1 月、欧州委員会は、デンマーク当局が義務を適切に履行できなかったとして、2 か月以内に回答義務のある意見書をデンマーク政府に通知した。しかし、デンマーク政府が対処していないとして、同年 11 月、欧州委員会は EU 司法裁判所にデンマーク政府を提訴し、現在審議中である。

(Official Journal of the European Union, Action brought on 8 April 2020 — European Commission v Kingdom of Denmark Case C-159/20)

⁷³<https://www.foedevarestyrelsen.dk/Nyheder/Aktuelt/Documents/Slutrapport%20Opson%202018.pdf>

特定の地名ではない「Feta」がギリシャの GI として登録されたことにデンマークは反対してきたが、特定の地名ではない「Havarti」がデンマークの GI として登録を認められた例もある。

「ハヴァティ（Havarti）」チーズ問題

「ハヴァティ（Havarti）」は、デンマーク発祥のチーズで、2010 年に PGI として申請されていた。しかし、デンマークの生産量は世界の半分に満たず、最大の生産国は米国であり、カナダやオーストラリア、ドイツ、スペインでも生産されている状況にあった。

Havarti は特定の地名ではないことから、EU 内、アメリカ、オセアニア等の生産者から GI には「Danish Havarti」のように特定の地理的要素を含めることが提案されていた。

しかし 2019 年 10 月、欧州委員会は「Havarti」のまま、デンマークの PGI として登録を認可。これを受けて関係者は、総称（generic）の独占であるとして反対している。

(<http://www.commonfoodnames.com/eu-considers-gi-for-generic-term-havarti/>)



Havarti チーズ（PGI）



ラメフィヨルド産じゃがいも（PGI）



Danbo チーズ（PGI）

2.8.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、FVST にウェブサイトの通報フォームから、あるいは文書、電話、電子メールにより、通報することができる。ウェブサイトの通報フォームは内容に応じて数種類あり、その中から「食品および食品業への苦情（Klage over fødevarer/fødevarerirksomhed）」を選択する。匿名通報かどうか、苦情の対象が製品か企業かを選ぶと、選んだ項目に応じて記入欄が下に表示される。製品の場合は製品の情報、苦情の内容を記入し、写真の添付が推奨される。

The screenshot shows a web form titled "Approach" for filing a complaint. On the left is a sidebar with navigation links: "Review information", "Approach" (selected), "The company it deals with", "In case of urgent inquiries", and "Summary". The main content area is titled "Approach" and contains the following sections:

- The complaint is about:** Two radio buttons, "Product" (selected) and "Company".
- Productname:** A text input field.
- Durability (frivilligt):** A date input field with a calendar icon.
- Lot No. (frivilligt):** A text input field.
- Net weight in grams (frivilligt):** A text input field.
- Write your message here:** A large text area with a note: "Note! If you wish to remain anonymous, please do not provide information about yourself in the inquiry that identifies you."
- Attachments:** A section stating "You can submit files with your request by attaching them here." and "If your complaint relates to a product, please attach images showing the product name and the label. If foreign matter has been found in a product attach also like image of this." It includes a note: "Note that file names cannot be longer than 100 characters".
- File selection:** A button labeled "ファイルの選択" (File selection) with the text "ファイルが選択されていません。" (No file selected). Below it is a blue "Add" button with a plus icon.
- Next:** A blue button at the bottom.

FVST ウェブサイトの通報フォーム⁷⁴

⁷⁴https://blanket.virk.dk/blanketafvikler/orbeon/fr/public_v/24_cece5397960e11bf978f21411cc0b6a6c75ce2dc/new

FVST は違反に対して、軽微な場合には指導、軽微ではない場合に警告を発令する。FVST には警告、差止命令または禁止事項の通知、行政過料を執行する権限があり、違反が重大または常習の場合は警察に報告する。行政過料のレベルは、過去の判例あるいはデンマーク議会の決定に基づく。事業者が罰金を支払わない場合、FVST は事業者を警察に報告する。侵害が故意または重大な過失による場合、禁固刑となる。

GI 侵害に関連する民事救済は、デンマークの法律や GI 制度で規定されておらず、GI が商標または団体商標として登録されている場合には商標法が適用される。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

デンマークにおける GI 侵害の窓口は、環境食品省の家畜食品管理局
(Fødevarestyrelsen: FVST)

Tel. +45 72276900; +45 72276655

Email: 29@fvst.dk; eka@fvst.dk

連絡方法

FVST のウェブサイトの通報フォームに記入して送信。また、文書、電話、電子メールによる申立ても可能。

ウェブサイトの通報フォーム：

https://blanket.virk.dk/blanketafvikler/orbeon/fr/public_v/24_cece5397960e11bf978f21411cc0b6a6c75ce2dc/new

保護のしくみ

侵害通報を受けると FVST は対象事業者を指導。場合によって警告、差止命令または禁止事項の通知、行政過料を執行。故意の侵害は刑事罰で処分される。

2.8.5 関連法令

デンマークの GI 関連法令は以下の通りである。なお法令の英語名称は、欧州知的財産庁の報告書⁷⁵に基づいている。

GI 根拠法令

欧州委員会ウェブサイトによると、デンマークには GI に関する国内法はなく EU 規則が適用されるが⁷⁶、2013 年制定の国内法 Order No. 1376 on quality schemes for agricultural products and foodstuffs（2014 年 1 月施行）により、デンマークの GI 当局を FVST と定め、EU 規則 No. 1151/2012 の違反に対する罰則を定めている。⁷⁷

行政の取り締まりを規定する法律

- Law order No 43 of 12 January 2016（食品規制法）

民事手続きを規定する法律

- Trade Mark Law（商標法）

刑事手続きを規定する法律

- Order No. 1376 on quality schemes for agricultural products and foodstuffs

2.8.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）の登録はない。

食品の品質を認証する制度としては、スウェーデンで 1989 年に開始された Keyhole ラベル制度がある。⁷⁸ ノルディック諸国に展開しており、デンマークでは 2009 年に開始され、GI 当局でもある FVST が管理する。対象は、ドレッシング、魚、肉加工品、パン・パスタ類、野菜・果物類等 11 の食品グループがあり、通常より脂肪や砂糖、塩分が低く、食物繊維が高い食品に付与される。2017 年時点で約 4,000 の食品にラベルが使用されている。

⁷⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

⁷⁶ https://europa.eu/youreurope/business/running-business/intellectual-property/geographical-indications/denmark/index_en.htm#:~:text=Geographical%20indications%20%E2%80%93%20Denmark&text=Denmark%20has%20a%20limited%20number,geographical%20indication%20for%20agricultural%20products

⁷⁷ <https://www.ecolex.org/details/legislation/order-no-1376-on-quality-schemes-for-agricultural-products-and-foodstuffs-lex-faoc129381/?>

⁷⁸ <https://altomkost.dk/english/#c41068>